

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐井村長 太田 直樹

市町村名 (市町村コード)	佐井村 ()	
地域名 (地域内農業集落名)	古佐井 (中道)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中道地区においては、稲作農家と離農した農地が混在した状態であり、離農された土地の所有者においては、農地の貸出し希望の方が大半を示す。貸出し希望の農地については、村外企業が担い手となり、大区画圃場整備に取り組み効率的な作業を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作農家については自身の農地を活用し、耕作放棄地とならない様にと組、その他については、担い手となっている企業が耕作放棄地となっている農地の再生を行い、農地の有効的な活用を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
稲作農家と担い手となる企業が中心となって農地を活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な農地利用のため、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化等のための基盤整備を想定する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手となる企業が中道地区での大規模な活用を希望しているため、新規就農者等、農地を新たに活用したい方には別の地区にて案内を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は特段活用を見込んでいない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
①電柵や罟を活用して引き続き対策を行う。
⑤カンスについては将来的には規模拡大していきたい意向がある。
⑦耕作放棄地の活用により、農地の保全・管理に努める。